

与論町告示第81号

与論町空き家バンク実施要綱を次のように定めた。

平成28年10月1日

与論町長 山 元 宗

与論町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に存する空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、与論町空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人の居住を目的として建築され、現に居住していない（居住しなくなる予定の場合も含む。）町内に所在する建物をいう。
- (2) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けて登録した当該空き家に関する情報を、利用希望者に対し、情報を提供する制度をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者（管理を委託されている者を含む。）をいう。
- (4) 利用希望者 定住を目的として、与論町空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録された空き家（以下「登録物件」という。）の利用を希望する者をいう。
- (5) 媒介者 町が空き家バンクの実施について協定を締結し、空き家バンクへの協力を申し出た者で、空き家に関し、所有者等と利用希望者との売買契約又は賃貸借契約の代理又は仲介を行うことができる者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の制度による空き家の取引を妨げるものではない。

- 2 本事業は、空き家の修繕及び改築並びに土地の造成を行うものではない。
- 3 町長は、空き家に関する交渉、賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。
- 4 掲載されている情報内容、契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で

解決するものとする。

- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員に該当する者又はこれらと密接な関係を有している者と認められるものは、空き家バンクを利用することができない。

（空き家の登録申込み等）

第4条 空き家バンクへ空き家に関する情報の登録をしようとする所有者等（以下「登録希望者」という。）は、与論町空き家バンク登録（変更）申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、空き家台帳（様式第3号）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (2) その他町長が空き家台帳への登録が適当でないとするもの

- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該登録の申込みを行った登録希望者に通知するものとする。

- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

- 5 町長は必要に応じて当該空き家を調査することができる。

（空き家台帳の登録事項の変更等届出）

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた登録希望者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、新たに登録内容の変更を記載した与論町空き家バンク登録（変更）申込書（様式第1号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

（空き家台帳の登録の抹消）

第6条 町長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 与論町空き家バンク登録の取消しの申出があったとき。
- (2) 登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 空き家台帳に登録した日から2年を経過したとき。ただし、登録の更新があった場合は、この限りではない。

(4) その他町長が空き家台帳に登録されていることが適当でないとき。

(空き家の情報の公開)

第7条 町長は、登録物件に関する情報について、町のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により公表するものとする。ただし、物件登録者が公表を希望しない事項については、この限りでない。

(空き家の利用登録等)

第8条 利用希望者は、登録物件の情報提供を受けようとするときは、与論町空き家バンク利用登録（変更）申込書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、与論町空き家バンク利用者台帳（様式第7号）（以下「利用者台帳」という。）に登録するとともに、その旨を当該登録の申請を行った利用希望者に通知するものとする。

(1) 空き家に定住し、地域住民と協調して生活できる者

(2) その他町長が利用者台帳への登録が適当と認められた者

(利用者台帳の登録事項の変更及び取消しの届出)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更若しくは取消しがあったときは、与論町空き家バンク利用登録（変更）申込書（様式第4号）、与論町空き家バンク利用取消し申込書（様式第6号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

(利用者台帳の登録の抹消)

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 与論町空き家バンク利用登録の取消しの申出があったとき。

(2) 第8条第2項各号に規定する要件に該当しないこととなったとき。

(3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(4) 登録内容に虚偽があったとき。

(5) 利用者台帳に登録した日から2年を経過したとき（登録の更新があったときを除く。）。

(6) その他町長が利用者台帳に登録されていることが適当でないとき。

(報告)

第11条 当事業における賃貸及び売買契約が成立した所有者等は、その結果を町長に報告しなければならない。

(物件登録者と利用登録者及び媒介者の交渉等)

第12条 町長は、物件登録者と利用登録者及び媒介者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとし、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 物件登録者及び利用登録者並びに空き家台帳又は利用者台帳の登録情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 空き家台帳及び利用台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。

(2) 個人情報を町長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。

(3) 個人情報を毀損し、又は滅失することの内容適正に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報は適切に破棄すること。

(5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(情報提供)

第14条 町長は、必要に応じて登録情報の全部又は一部を利用登録者及び媒介者に提供することができる。

(運営の委託)

第15条 この事業の実施主体は与論町とする。ただし、事業の運営は、町長が適当と認められたもの（以下「運営主体」という。）に委託することができる。

2 前条の規定により運営主体に事業の運営を委託する場合において、第4条から前条までの規定中「町長」とあるのは「運営主体」と、様式第1号から様式第5号までの規定中「与論町長」とあるのは「運営主体」と読み替えるものとする。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

与論町長 殿

申込者 住所 〒 ー

氏名 ⑩

電話番号

空き家バンク登録（変更）申込書

空き家バンクの趣旨を理解し、与論町空き家バンク実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申込みます。

1 契約交渉について、次のうち（①直接型・②間接型）を選択します。

①直接型：所有者等と利用希望者の両者間で責任をもって行う契約交渉

②間接型：不動産業者が交渉の全てを仲介する契約交渉

※不動産業者が仲介する場合、別途報酬が発生します。

2 登録内容は別紙「空き家バンク情報登録カード」記載のとおりです。

※注意 与論町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。が、「所有者等」「利用希望者」間で行う物件の賃貸・売買に関する交渉契約等についての仲介行為は行っていません。

また、「所有者等」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

空き家バンク情報登録カード

太枠内のみ記入してください。(変更登録の場合は変更箇所のみ記入してください。)

登録番号： 号

賃貸又は 売却の別		<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売却	契約方法		<input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接	年建築 (築 年)	
物件所在地		与論町大字					
物件の 概要	土地面積	m ²	建築面積	1階	m ² 坪	2階	m ² 坪
	間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居間()畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 和室()畳 ()畳 ()畳 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 洋室()畳 ()畳()畳				
		2階	<input type="checkbox"/> 居間()畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 和室()畳 ()畳 ()畳 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 洋室()畳 ()畳()畳				
	補修の要否	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中					
	補修の 費用負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 購入者負担 <input type="checkbox"/> その他()					
希望価格	1 賃貸 () 円/月額 2 売却 () 円						
利用状況	<input type="checkbox"/> 自らが居住 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> 放置()年 <input type="checkbox"/> その他()						
主要な施設 までの距離	<input type="checkbox"/> 役場まで() km <input type="checkbox"/> () こども園まで() km <input type="checkbox"/> () 病院まで() km <input type="checkbox"/> () 小学校まで() km <input type="checkbox"/> 集落公民館まで() km <input type="checkbox"/> 中学校まで() km <input type="checkbox"/> () 商店まで() km <input type="checkbox"/> 高校まで() km						
設備 状況	電 気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他()		風 呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> その他()		
	ガ ス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他()		トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式		
	水 道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> その他()		駐 車 場	<input type="checkbox"/> 有()台 (内車庫()台) <input type="checkbox"/> 無		
	下 水 道	<input type="checkbox"/> 接続済み <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他()		物 置	<input type="checkbox"/> 有()坪・m ² 程度 <input type="checkbox"/> 無		
	電 話	<input type="checkbox"/> 接続済み <input type="checkbox"/> 光回線 有・無		庭	<input type="checkbox"/> 有()坪・m ² 程度 <input type="checkbox"/> 無		
	テレビ	<input type="checkbox"/> アンテナ設置の有・無 <input type="checkbox"/> その他		その他			
その他必要事項							
関連書類	1 間取り図・物件位置図等の記載又は添付 2 登録する建物の登記事項証明書並びに当該建物の現況及び前景を確認することができる写真 3 売買の場合は地籍測量図(法務局)、公課証明書(役場町民福祉課)						

※抵当権等が設定されている場合及び相続登記の必要がある場合は、必要事項へ記載してください。

※上記内容については、所在地番及び特記事項の登記情報等を除き町ホームページ等で公開いたします。

別紙2

所有者	住 所			
	氏 名		電 話	
	生年月日	年 月 日	F A X	
	携 帯		Eメール	

【同意に関する事項】

私は、本申請書に記載された内容を空き家バンクに登録し、与論町（与論町空き家バンク実施要綱第 16 条の規定により委託する場合においては、運営主体）が運営するホームページ等に記載情報の一部を公開し、又は空き家バンク利用登録者若しくは媒介者に記載情報の全部を公開することを同意し、空き家バンクに登録する空き家の有効活用について、関係者による情報提供、実態調査、分析等を受けることについても同意します。

また、親族等、登録する空き家の関係人に対しては、私の責任において本申請を行うことを説明し、了解を得ています。

また、私は、与論町空き家バンクの物件登録にあたり、与論町空き家バンク制度の趣旨を理解し、登録後に、2親等以内の親族との売買契約及び賃貸契約を締結する場合は、与論町空き家バンク実施要綱第6条に規定する与論町空き家バンク登録抹消届出書により登録抹消することを誓約します。

申請者氏名（自書）

㊞

受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日	有効期限	年 月 日
登録抹消日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

間取り図・位置図

<p>【間取り図】</p>	
<p>【配置図】 ※敷地内の家庭菜園や駐車場スペースについても詳しく記載してください。</p>	<p>【位置図】 ※目印となる施設、建物、道路等を詳細に記載してください。（地図等添付書類可）</p>

様式第2号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

平成 年 月 日

与論町長 殿

住所

氏名

印

私は、与論町空き家バンクによる空き家等情報登録にあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 申込書記載事項に偽りはないこと。
- 2 空き家利用希望者との交渉・契約にあたっては信義に従い誠実にこれを行い、空き家に係る紛争についても当事者間で解決すること。
- 3 なお、この事業で得た情報については、私自身が事業の趣旨に沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

様式第4号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

年 月 日

与論町長 殿

住所

氏名

印

与論町空き家バンク利用登録(変更)申込書

与論町空き家バンクに関する要綱第8条の規定第1項の規定により、次のとおり申込みます。

記

利用希望	物件登録番号			
氏名		年齢		
住所				
世帯員	氏名	続柄	年齢	
電話番号		携帯番号		
e-mail		FAX		
利用方法	利用目的			
	定住等の別			
	売買又は賃貸 の別及び希望 価格	1 買いたい 希望価格	円程度	
		2 借りたい 希望家賃	円/月程度	
	3 どちらでもよい(上記1・2に金額を記入)			
特記事項				

様式第5号 (第8条関係)
様式第5号 (第8条関係)

誓 約 書

平成 年 月 日

与論町長 殿

住 所

氏 名

印

私は、与論町空き家バンクの利用申込みにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 申込書記載事項に偽りはないこと。
- 2 空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使用しないこと。
- 3 空き家を利用することとなったときは、与論町の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となること。

様式第6号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条関係)

平成 年 月 日

与論町長 殿

住所

氏名

印

与論町空き家バンク利用取消し届書

与論町空き家バンクに関する要綱第9条の規定により、空き家バンク利用登録の取消しを届け出ます。

登録番号 : 第 号

取消理由 :

